

子どもたちの進路選択を応援

県外私立高等学校等の入学に補助金を交付します！

鴻巣市では、埼玉県外の私立高等学校等へ修学する際の保護者負担を軽減するとともに、子どもたちの修学促進を図るため、独自で入学金の補助を実施しています。

詳しい内容や申請方法については、以下や裏面を御覧ください。

Q

「県外の私立高等学校等」とは？

当制度では「県外に所在して、いずれかの都道府県知事の認可を受けた私立高等学校（通信制を除く。）及び私立特別支援学校」のことをいいます。

A

令和7年4月1日に県外私立高等学校等へ入学した生徒の保護者※のうち、次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます。

市内に在住して1年以上

市税の滞納がない

所得基準を満たしている

※ 「保護者」は、原則として、生徒の親権者です。

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は、生徒一人当たり 10 万円です。（入学初年度に限る。）

所得要件の判定（判定額）

所得要件の判定には、課税所得等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

※ 必ずしも御自身で以下の判定を行う必要はありません。御申請に基づき、市が審査を行います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

$$\text{判定額} = (\text{市民税の課税標準の額}) \times 0.06 - \text{市民税の調整控除の額}$$

※ ただし、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（1/2～4/1の早生まれの生徒の場合）は、保護者の判定額を次の式で算出します。

$$((\text{市民税の課税標準の額} - 33 \text{ 万円}) \times 0.06 - \text{市民税の調整控除の額})$$

② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。

③ 合算した判定額に応じて、所得基準に当てはまるかを確認します。

所得基準

所得基準は、次のとおりです。

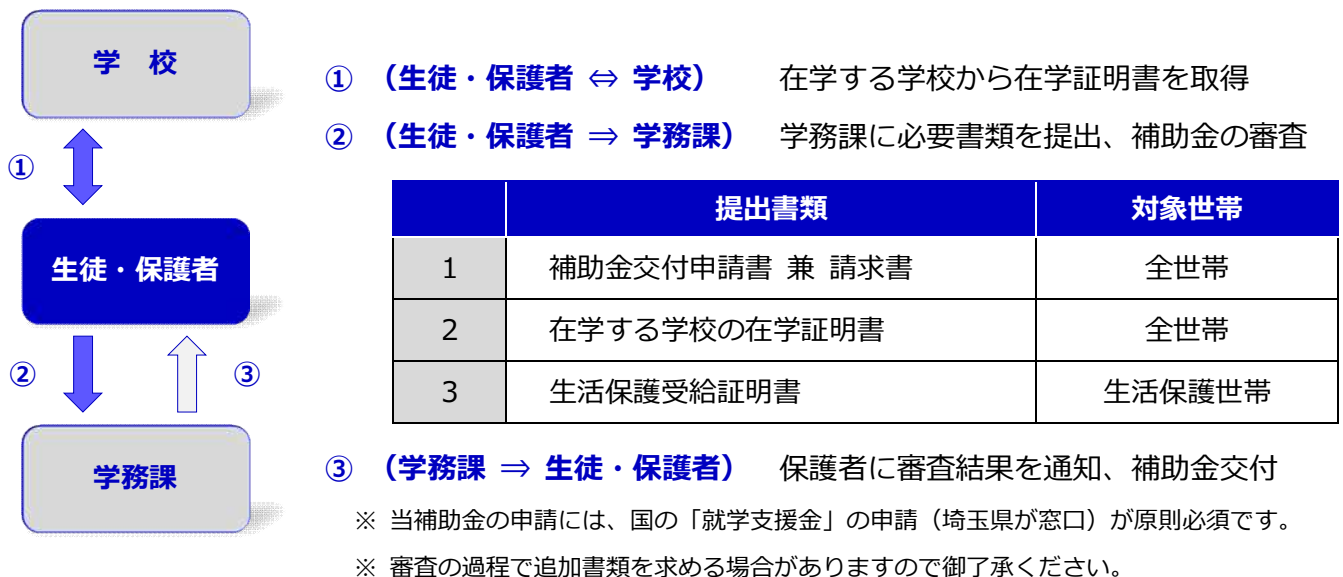
区 分	所得基準（判定額）	目安年収（モデル世帯）※2
所得基準	162,300 円未満	約 609 万円未満
生活保護	生活保護を受けていること	—

※ 目安年収は、国や県がモデルとする「両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯」をもとにするもので、あくまで目安です。実際の審査は（市民税の）課税標準額等を使用して行います。

手続きの流れ

補助金の申請は、鴻巣市学務課へ必要書類を提出してください。

申請期間 令和7年6月2日（月）～7月31日（木）



本事業に関するお問い合わせ

当制度をより詳しく知りたい方や申請書様式のダウンロードは、市HPを御参照ください。

🔍 鴻巣市 県外 入学金 🔍

電話でのお問い合わせは

鴻巣市教育委員会 教育部 学務課 学事担当

TEL 048-544-1213（平日 8:30～17:15）

